

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書【① - (イ)】

(申請先)
横浜市長

令和 5年11月15日

(申請者)
住所 横浜市中区本町6-50-10
名称 横浜市経済局金融課
代表者 金融 太郎

私は、諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者が、令和 年 月 日から ALPS処理水放出に伴う水産物の輸入停止措置を行っていることにより、次のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

1 事業開始年月日 年 月 日

2 上記事業者に対する取引依存度
 $(A \div B) \times 100$ 33.3 %

A: 令和 4年11月から令和 5年10月までの

上記事業者に対する取引額 A: 12,000 千円

B: 上記期間中の全取引額 B: 36,000 千円

3 売上高等

(1) 最近1か月間の売上高

$(D - C) \div D \times 100$ 減少率 40.0 % (実績)

C: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高 C: 1,800 千円

D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高 D: 3,000 千円

(2) (1)の期間も含めた今後3か月間の売上高の実績見込み

$\{ (D + F) - (C + E) \} \div (D + F) \times 100$ 減少率 40.0 % (実績見込み)

E: Cの期間後2か月間の見込み売上高 E: 3,600 千円

F: Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高 F: 6,000 千円

経金第 号
令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

横浜市長 山中 竹春

(留意事項)

- 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定による認定申請書【① - (ロ)】

(申請先)
横浜市 市長

令和 5年11月15日

(申請者)
住所 横浜市中区本町6-50-10
名称 横浜市経済局金融課
代表者 金融 太郎

私は、諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者が、令和 年 月 日から ALPS処理水放出に伴う水産物の輸入停止措置を行っていることにより、次のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号口の規定に基づき認定されるようお願いします。

1 事業開始年月日 年 月 日

2 上記事業者に対する取引依存度
(A÷B)×100 33.3%

A: 令和 4年11月から令和 5年10月までの

上記事業者に関連する取引額 A: 12,000 千円

B: 上記期間中の全取引額 B: 36,000 千円

3 売上高等

(1) 最近1か月間の売上高

(D-C)÷D×100 減少率 40.0% (実績)

C: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高 C: 1,800 千円

D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高 D: 3,000 千円

(2) (1)の期間も含めた今後3か月間の売上高の実績見込み

{(D+F)-(C+E)}÷(D+F)×100 減少率 40.0% (実績見込み)

E: Cの期間後2か月間の見込み売上高 E: 3,600 千円

F: Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高 F: 6,000 千円

経金第 号
令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

横浜市 市長 山中 竹春

(留意事項)

- ③ 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
④ 市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。